

おおくま

2012年1月15日

お知らせ版

大熊町役場 会津若松出張所

発行：大熊町役場企画調整課
 所在地：福島県会津若松市追手町2番41号
 電話：0242-26-3844(代表)
 E-mail:okuma@town.okuma.fukushima.jp
 ブログ大熊町
<http://blog-okuma.jugem.jp/>
 大熊町公式ホームページ暫定版
<http://www.town.okuma.fukushima.jp/>

保健福祉課

障害者控除対象者認定書の交付申請について

大熊町では、毎年12月31日時点で要介護1～5の認定を受けている方全員に、「障害者控除対象者認定書」を送付していました。

今年度より、申請に基づき認定書を送付しますので、確定申告等に必要の方は、保健福祉課までお問い合わせください。

※対象年度中に亡くなった方の分も申請できます。

●申請すると…

申請書を提出することにより、障害者控除対象者認定書を交付します。

交付した認定書を本人または本人を扶養している人が、所得税、住民税の申告の際、申告書類へ添付することで税の所得控除を受けることができます。

※税申告用の書類のため、身体障害者等の認定とは異なります。

●認定基準

○障害者控除対象

要介護1から3(要介護3は障害者自立度J・A、認知症自立度Ⅰ・Ⅱ)

○特別障害者控除対象

要介護3から5(要介護3は障害者自立度B・C、認知症自立度Ⅲ・Ⅳ・M)

●控除額

| | 所得税 | 住民税 |
|-------|------|------|
| 障害者 | 27万円 | 26万円 |
| 特別障害者 | 40万円 | 30万円 |

●申請方法

電話等でお問い合わせいただいた方には、申請書を郵送します。記入後、こちらへ申請書を返送してください。また申請書は、大熊町ホームページからでもダウンロードできます。申請書到着後、1週間から10日程度で認定書を送付します。

【お問い合わせ・申請先】保健福祉課介護保険係

教育総務課

平成24年度奨学金貸与生募集

大熊町では、次の各号に掲げる要件を備える方に対し、申請に基づき奨学資金を貸与します。

- (1)高等学校・大学等に在学し品行が正しく学術に優れかつ身体が強健であること。
- (2)奨学資金の申込者、または申込者の生活の主体者である方が6カ月以上大熊町に住所を有していること。
- (3)経済的理由により修学が困難と認められる方。
- (4)世帯に町税等滞納がない方。
- (5)他の奨学資金の貸し付けを受けていない方。
- (6)申込時在学の学校長の推薦を受けられる方。
- (7)連帯保証人は町内に居住し独立の生計を営む方。

◆奨学資金の貸与額・期間

○高等学校などに在学の方…月額3万円以内

○大学などに在学の方…月額7万円以内

期間：正規の修業期間

◆入学時特別増額貸与制度

○高等学校 10万円

○大学 20万円

◆奨学資金の返還

卒業後6カ月後から10年以内に半年賦で返還

無利息 延滞金年10%の割合

◆申込期間 2月6日(月)～3月9日(金)

※申請手続きには必ず本人が保護者などとともに教育総務課へおいでください。

◆奨学資金貸与資格に関する世帯の所得制限額

| 扶養親族などの数 | 所得額 | | |
|----------|------------|------------|------------|
| | 大学在学者1人の場合 | 大学在学者2人の場合 | 大学在学者3人の場合 |
| 0人 | 700万円 | 800万円 | 850万円 |
| 1人 | 730万円 | 830万円 | 880万円 |
| 2人 | 760万円 | 860万円 | 910万円 |
| 3人 | 790万円 | 890万円 | 940万円 |
| 4人以上 | 820万円 | 920万円 | 970万円 |

注1:在学者数には、申込時において試験に合格した者を含むものとする。

注2:高校在学者については、上記所得額より100万円を控除した額とする。

【お問い合わせ先】教育総務課

企画調整課

賠償・支援相談窓口を開設しました

大熊町では、原発賠償補償金の請求手続きなどの相談ができる「賠償・支援相談窓口」を、福島県司法書士会の協力を得て大熊町役場会津若松出張所内に開設しました。

窓口では、賠償以外にも、相続・借地・借家のトラブル、借金の支払いや二重ローン問題、会社関係などの相談もできますのでご利用ください。

◆相談日

毎週 火曜日・木曜日

午後1時～4時

◆場 所

大熊町役場会津若松出張所 企画調整課内

◆相談料

無 料

◆協 力

福島県司法書士会会津支部

【お問い合わせ先】企画調整課

生活環境課

ごみの出し方について(お願い)

慣れない地域での避難生活、そしてそれに伴うごみの分別について、何かとご苦労されていることと思います。

ただ、避難していてもどこで生活していても出るのが「ごみ」です。

各市町村の「ごみ」の分別については、市町村により異なりますので、お住まいの市町村のルールに従い「ごみ」を分別してから出してください。

また、集積所等の利用につきましては、地域の町内会などの代表者の方と連絡をとってから利用するようにお願いします。

【お問い合わせ先】生活環境課

東北運輸局

自動車の登録・検査の手続きはお早めに

自動車の登録・検査手続きは、毎年3月に集中し、窓口や車検場が大変混雑します。

名義変更や住所変更、廃車、車検などの手続きは2月中に行うなど、できるだけ早めに済ませるようお願いします。

【お問い合わせ先】

東北運輸局福島運輸支局

登録関係 電話 050-5540-2015

検査関係 電話 024-546-0342

相馬税務署

相馬税務署からのお知らせ

東日本大震災の発生により、所得税や個人事業者の方の消費税の申告につきまして、例年とは異なる点がありますので、ご注意願います。

1 申告・納期限の延長等について

大熊町の住民の皆様については、平成22年分の所得税や個人事業者の消費税をはじめ、平成23年3月11日以降に期限が到来するすべての国税の申告・納付等の期限が延長されています。

なお、期日が指定された場合については、市町村広報紙や国税庁ホームページ等でお知らせいたします。

また、平成23年分の確定申告用紙はお送りしておりませんのでご了承ください。

2 所得税の還付・軽減免除について

震災により住宅や家財・車両などに被害を受けられた方は、確定申告又は更正の請求等の手続きをすることにより、既に納付した又は源泉徴収された所得税額が還付されたり、軽減・免除される場合があります。

なお、申告期限が延長されている場合であっても、サラリーマンや年金所得者の方で所得税の還付申告をされる場合などは、申告書を提出することができます。

3 お問い合わせ先等

各種申告手続、確定申告書等の用紙の請求、その他国税に関するご相談のある方は、福島県内をはじめ全国の税務署で受け付けておりますので、最寄りの税務署までご連絡ください。

【お問い合わせ先】

相馬税務署 電話 0244-36-3111

東北総合通信局

地上デジタル放送を見るための準備はお済ですか？

東北3県(岩手県、宮城県、福島県)のアナログ放送は、今年3月31日に終了します。

画面の右上に「アナログ」の文字が、また、下部に文字が映っているテレビは、今年の4月1日(日)以降は、テレビが見られなくなります。

現在お使いのアナログテレビも、地デジチューナーを接続すれば引き続き見ることができます。

地デジチューナーを支援する制度もありますので、デジサポ福島までお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

デジサポ福島 電話 024-505-1010